

平成20年12月 勝浦市議会定例会会議録（第3号）

平成20年12月12日

○出席議員 17人

1番 土屋 元 君	2番 忍 足 邦 昭 君	3番 根 本 讓 君
4番 岩 瀬 洋 男 君	5番 中 村 一 夫 君	6番 刈 込 欣 一 君
7番 岩 瀬 義 信 君	8番 寺 尾 重 雄 君	9番 渡 辺 玄 正 君
10番 児 安 利 之 君	11番 高 橋 秀 男 君	12番 板 橋 甫 君
13番 丸 昭 君	14番 八 代 一 雄 君	16番 伊 丹 富 夫 君
17番 黒 川 民 雄 君	18番 末 吉 定 夫 君	

○欠席議員 1人

15番 水 野 正 美 君

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	副 市 長 杉 本 栄 君
教 育 長 松 本 昭 男 君	総 務 課 長 西 川 幸 男 君
企 画 課 長 滝 本 幸 三 君	財 政 課 長 関 重 夫 君
税 務 課 長 藤 平 光 雄 君	市 民 課 長 関 利 幸 君
介 護 健 康 課 長 乾 康 信 君	環 境 防 災 課 長 酒 井 明 君
清 掃 セ ン タ ー 所 長 黒 川 義 治 君	福 祉 課 長 田 原 彰 君
都 市 建 設 課 長 守 沢 孝 彦 君	農 林 水 産 課 長 藤 江 信 義 君
観 光 商 工 課 長 鈴 木 克 己 君	水 道 課 長 岩 瀬 章 君
会 計 課 長 岩 瀬 武 君	教 育 課 長 渡 辺 宗 七 君
社 会 教 育 課 長 渡 辺 恵 一 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 関 修 君 議 事 係 長 玉 田 忠 一 君

議 事 日 程

議事日程第3号

第1 議案上程・質疑・委員会付託

議案第69号 市長等の給料、教育長の給料及び一般職の職員の管理職手当等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第70号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

- 議案第71号 勝浦市放課後児童健全育成事業条例の一部を改正する条例の制定について
議案第72号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第73号 平成20年度勝浦市一般会計補正予算
議案第74号 平成20年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算
議案第75号 平成20年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算
議案第76号 平成20年度勝浦市介護保険特別会計補正予算
議案第77号 平成20年度勝浦市水道事業会計補正予算

第2 陳情の委員会付託

陳情第7号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情

第3 休会の件

開 議

平成20年12月12日（金） 午前10時00分開議

○副議長（丸 昭君） ただいま出席議員は17人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案上程・質疑・委員会付託

○副議長（丸 昭君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第69号 市長等の給料、教育長の給料及び一般職の職員の管理職手当等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第70号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、以上2件を一括議題といたします。

本案につきましては既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

なお、質疑に際しましては議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 議案第69号と70号について、関連しているので、一括してお聞きしたいと思うんですが、一般質問でもやりましたけれども、昨今の経済状況や雇用不安等から見ると、勝浦市も御多分に漏れず、経済的な悪影響が出ているということは、想像にかたくないところであります。

そういう中で、国家公務員、地方公務員に限らず、公務員だって我々と同じ人間でありまして、仙人ではありませんから、かすみを食って生きているわけではない。そういう中で、今までも既

にいろいろと給与本体は別としても、人勸における給与の値上げについてはずっとそれが押さえ込まれているし、諸手当についてもカットが続いてきている中で、なお今回、この地域手当の廃止や削減で一層市役所に働く職員の実収入が減っていくということは、大きく全体として見れば、それだけよくいわれる可処分所得が少なくなっていくわけですから、それによって購買力も鈍るだろうし、例えば、給与30万円であれば、一般職でいえば1%の手当ですから、たった3,000円じゃないかということと言われるかもしれないけど、その3,000円がやはり大きいわけで、それだけがカットされるということだけではないわけで、そういう点からすると、今回のこの提起はいかかかなと思うのだが、そういう前提に立って、第1にお聞きしたいのは、県下の地域手当の支給状況について、まずどういう状況になっておるのか、お伺いしたいことと、管理職手当の支給率の減率も出てきているわけですけど、これについても県下どういう動向にあるのかについて、まず1点目はお聞きしたいと思います。

第2点目は、今度、提案されているカットによって年間どれだけの財源が浮くことになるのか。管理職手当も含めて、全体でどれだけの財源というかお金が浮いていくのか。まずその2点をお聞きしたいと思います。以上です。

○副議長（丸 昭君） 答弁を求めます。西川総務課長。

○総務課長（西川幸男君） それでは地域手当の関係でありますけれども、県下の市町村の地域手当の支給率の関係についてお答えを申し上げます。現在、県下56市町村のうち地域手当につきましては、支給がゼロという市が8市11町村になっています。参考までに市のほうを申し上げますと、銚子市、館山市、旭市、鴨川市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市が地域手当がゼロと。近隣では、大多喜町、御宿町につきましても支給率はゼロとなっております。

それによる財源の関係でありますけれども、今回の地域手当を廃止した場合と、管理職手当の削減による影響額であります。年間地域手当で約1,390万円、管理職手当の影響につきましては約270万円、合計で1,660万円程度の影響額があると試算をしております。以上です。

○副議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 大体1,600万円余りのマイナスというか影響額があると、こういう話ですが、本会議の提案理由の説明の中でも、既にこのことは市職員組合との話し合いで一定の了解を得ていると、こういうふうな話がありましたけれども、そういう前提に立って提案してるんだという市長の提案理由の説明がありましたが、なおその辺について、もう少し詳しい交渉の経過について私は伺っておきたい。それが1つ。

もう一つは、カットしていく、現実に1,600万円余りということは、評価はいろいろあるかと思いますが、その額についてはかなり大きなものだとは私は理解します。逆に言えば、これだけのお金を、職員の生活給だと思わんですけど、そこから減らして、それをどう有効に使っていくかということは非常に大事な市長としての、それこそ、おととい、政治姿勢というお話がありましたけれども、そういう貴重な、言ってみれば、一人一人の身をそぐお金ですから、もちろん市長はそれをむやみに浪費するという考えは毛頭ないということは十分承知ですが、それにしても、浪費するというよりも、より積極的に市民のためにそれが有効に使われていくというようなことが、施策展開などにこの1,600万円余りが有効に使われていくんだということが目に見えた形で出ていけば、職員もそうかと。全面的に解消はしないまでも、ある程度の納得は得られるんだろうと、こう思うのだが、その2点について。

1点目は労使の交渉の経過をもう少し詳しく、2点目は市長の答弁をぜひ、そういう観点からいただきたい。以上です。

○副議長（丸 昭君） 答弁を求めます。最初に、西川総務課長。

○総務課長（西川幸男君） それでは、組合との交渉の経過等についてお答えをさせていただきます。職員組合と過日、予備交渉及び市長を入れての団体交渉を実施をいたしました。職員組合からも、当初は地域手当については存続するよというような要望がありました。今回の団体交渉に当たりまして、組合員である職員の生活の関係も十分理解できるわけでありまして、市の厳しい財政状況を職員、いわゆる組合員にもぜひ理解していただくために、今回、市の財政の状況について、財政課長同席の上に説明をさせていただきました。

議員もご承知のように、今回の決算認定の資料の中にもありましたように、平成19年度の決算状況、決算カードから見ますと、経常収支比率が99.5%にまで上昇しております。なお、その上に一般会計を例にとりましても、性質別経費の決算状況の数値を見ましても、経常的経費が89.1%、投資的経費が8.4%というような数値が示されております。何を言いたいかといいますと、基本的にはそれだけ財政の硬直化が進んでいるということは、議員の皆様、ご承知のとおりであります。

そういう状況と、今後の財政見通し等を組合の団体交渉の中でご説明もさせていただいた上で、市民のいろいろな要望にこたえるためにも、何をやるにも財源の確保が必要でありますので、そういう意味で、まず職員みずからその経常経費の最たるものであります人件費の削減を図るべきだろうというようなことを説明をさせていただきまして、組合のご了解をいただき、今回の提案になったわけでございます。

なお、管理職手当につきましても、過日の課長会におきまして各課長のご理解を得た上で、保育所長会議におきましても管理職手当の率の削減については説明し、ご理解をいただいておりますというところでございます。私からは以上です。

○副議長（丸 昭君） 次に、藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 経済状況の厳しいことは、今ここで申すまでもなく、非常な荒波をサラリーマン全体で感じていると同時に、一般消費者においてもその影響が多分に出てきている。その中で、国家公務員のせんだって発表があったように、ボーナスが平均で60何万円、管理職を除いてですね。そして、地方公務員が41万円、国家公務員と地方公務員の差が20数万円あるというのが現実であり、そしてまた町の中では、あすから職を失うというサラリーマンが非常に多くなっている。それは、パートあるいは派遣社員という名目で働かされている人たち。これはみんな人間として、一つ社会を構成している上で、私たちはそのひずみを真剣に考えなければいけない。

そういう意味でも、私たちが今、取り組んでいる勝浦市の財政においては、総務課長が申し上げましたように、言うならば、固定経費にうんととられてしまっている。それは、社会保障費あるいは民生費というものがウナギ登りに増加している。そういう中で財源が乏しい地方都市としては、何に財源を求めていくか。それは市民の方々をお願いすることもございます。その前に、我々は我々として可能な限りの努力を示す必要がある。そういう意味で、せんだっての団体交渉においても、私、そして総務課長、財政課長が出席して、市の今の置かれている財政状況について説明し、私たちも市の職員の仕事ぶりを見ると、私も毎年、国土省、あるいは財務省に陳情に参ります。大臣官房あるいは局長、そして次長、課長の席まで行って陳情をしに行く。当然、職

員の間を縫って席に行くわけですけれども、そのときの仕事の状況を見ると、まだ市の職員のほうが仕事に打ち入れている姿勢というものが非常にまじめで熱心で、取り組みをしているということが感じられます。国家公務員のほうがまだゆとりがあるようにも思えます。

そういう中で、あえてここで地域手当1%のカットということ、あるいは管理職手当の削減ということは、同じ人間として非常に忍びないとは思っております。と同時に、市民生活に及ぼす影響は非常に大きい。市民の方々が日常の生活で経費を使う、その負担が日に日に高まってきているという状況も考えると、現在のこの提案は私はやむを得ないことだと、そう思っております。

それと、その削減した金額をどういう方向で使っているんだと、それが明示できないかという質問でございますけれども、これについては予算の配分方法といいますか、一つのやり方にも影響してくるというふうに考えます。予算査定の席でも、この問題については過去に既に協議をしている現状であります。したがって、我々はカットした、あるいはその分がどこに生かされているかということは、可能な限り明示できるように、事務体制を整えていくと、そういう考えでおります。以上。

○副議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 予算が、1,600万円取り出して、これをここに使えてなんて、そんなばかなことを私は言っていないわけで、具体的といっても。そういうふうに貴重な一般職なり、あるいは管理職も含めてですけれども、生活給としてのお金を削って、貴重なところを一人一人我慢してもらって削る中で出てくる1,600万円余りですから、これは本当に市民のために生きていく、生かしていく、有効にその財源が使われていくような、そういう方向を、例えばこういうことだとか、あるいは福祉関係でこういうことだとか、あるいは建設関係でこういうことだとか、こういうふうに有効にぜひとも使っていきたいという、そういう構えというか、姿勢というか、そういうものをはっきりと職員に対して示していくことがトップとして職員の信頼を勝ち得るし、職員がそうか、それじゃ、ともに我慢しながら頑張っていこうよという気持ちになってもらう。そういうことにつながるのではないかというふうに思うんで、その構えについてお聞きしたわけで、もし再答弁があれば、ご答弁をいただきたいと思う。

前後しちゃって申しわけないけども、総務課長に、2点目はさっきの県下の状況をもらっているんですけど、勝浦市の給与体系というのは、県職員の給与表に準ずる形を原則、そういう形をとって今までずっとやってきてるわけですけど、そういう点から言うと、県職員の地域手当、これは県職員ですから、県下にすべてばらまかれる、配置されてるわけだが、さっきお聞きすると、市町村の場合は支給されてないのは県南が多い。銚子市や匝瑳市、旭市は県南とは言わないけれども、鴨川市から館山市、南房総市、山武市、いすみ市、町村では大多喜町、御宿町はもちろんのこと、鋸南町からみんなそうだと思うんだが、それは地域手当の支給率がゼロというところだから、そういう形が出てきてるんだろうと思うんですけど、県の職員だってそういう地域にも配置されている県の職員があるはずで、そういう中で県職の待遇は現時点でどうなっているのか。現時点で動きはないのか、その辺もぜひお聞きしておきたい。以上です。

○副議長（丸 昭君） 答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 私たちは、私たちの市民税あるいは税金を払っていただいている国民の方々は、市の職員もそうですけれども、民間においてはボーナスが出ない、あるいはボーナスがカットされて、非常なマイナスだという声が町の中には充満しているようにニュース、報道は伝えて

おります。そういう方々、この暮れにきてボーナスが出ないという方々も、税金を支払うという国民の義務を履行してくださっている。そういう切ない中でも、税金を払ってくれている。我々の生活は、それによって成り立っているわけでございます。したがって、我々はそれに対する市職員としての協力の度合いというものは、この際、あってしかるべきというふうに判断し、職員組合における私の説明の中にも、現在の政治状況、そして公務員と一般市民の方々の給与の差額、そういう中から支払われている税金の重さを我々はかみしめて、そしてこれから先もみんなとともに、一緒になって市民福祉の向上のためには働いていかなければなりません。したがって、お互いに理解し合って、これから先、邁進しようという説明をさせていただいて、私は理解を得たものと考えております。

少なくとも、そういう中から捻出された1,600万円有剰の金額については、財政課査定においても、あるいは市長査定においても、3日間、市長査定が行われておりますけれども、本当にぎりぎりのところまで、時には担当課長に部屋に来ていただいて、また改めて説明を聞くというようなことを繰り返し、無駄、無理というようなものがないように、私たちは本当に努力していると考えております。そのように管理職においても、管理職手当をカットされたから職務を投げ捨てる、あるいは、いいんだよ、おれはというような捨て鉢な気持ちになって職務に取り組む人は一人もいないと私に確信しております。

したがって、我々はここでこのような状況で国民、市民が、どれだけ窮状にさらされ、そして納税の義務を履行するかという重さをかみしめるということでも、今回の提案は私は妥当であるというふうに考えております。以上です。

○副議長（丸 昭君） 次に、西川総務課長。

○総務課長（西川幸男君） それでは、地域手当に関連してお答えを申し上げます。先ほど県内の市町村の地域手当の支給がゼロという地域を申し上げました。基本的に地域手当につきましても人事院勧告及び県の人事委員会勧告に沿って行っているわけですが、参考までに国の支給、いわゆる地域手当の支給がゼロにもかかわらず支給している市が何市かございます。先ほど申し上げました8市以外に、本来、国の地域手当の支給の対象外であるところで地域手当を支給しているところは、木更津市、君津市、富里市、香取市、この4市につきましても支給対象外にもかかわらず支給しているという状況がございます。それぞれの市町村の財政状況等による部分が多いと思いますが、そういう状況であります。

次に、県の関係であります。県は本年度の人事委員会勧告の勧告の中で、地域手当につきましても平成22年度から県内一律支給というような勧告がなされております。現行では県内では8%の区域と5%の区域というふうに県は2つに分けて支給しておりますが、これを平成22年度には一律7%というような支給を人事委員会勧告の中では示しております。

先ほど議員ご指摘のように、県の職員につきましても千葉から、あるいは勝浦等、ほかの市町村にもそれぞれ職員が配置されておるわけですが、国の支給地域以外の支給については、県のほうからいろいろ支給しないように指導が一部されております。私の個人的な考えも含まれますが、最近の県の考え方といいますか、市町村を指導しておりながら、県が独自に地域手当の全県下支給というようなことを示しておるのは、少し理解のできない部分もあります。そういう面では、職員組合の方々にお願いして、今回、支給ゼロということについては、組合の非常なご理解をいただいているものというふうに理解をしております。以上です。

○副議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（丸 昭君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第69号及び議案第70号は総務常任委員会へ付託いたします。

○副議長（丸 昭君） 次に、議案第71号 勝浦市放課後児童健全育成事業条例の一部を改正する条例の制定について、議案第72号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件を一括議題といたします。

本案につきましても既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

なお、質疑に際しましては、議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 議案第71号なんですが、現在、かつうら放課後ルームとおきつ放課後ルームとふさの放課後ルームとうえの放課後ルーム、4つあるわけですけど、それぞれの定員と現在員はどれほどになっているのか。

それと、今度、第一と第二に勝浦地区はなるんだが、幼稚園にできるかつうら第二放課後ルームは何名になるのか。

そこに配置する、あるいは配置している職員はそれぞれ何名を配置しているか、またしようとしているのか。

それともう一つは、職員はどういう身分で雇い上げをしているのかの点について伺います。以上です。

○副議長（丸 昭君） 答弁を求めます。田原福祉課長。

○福祉課長（田原 彰君） 放課後ルームにつきましてのご質問でございます。お答え申し上げます。現行の各放課後ルームの定員と現在員ということでございますが、基本的に定員という形態ではございませんが、極力受け入れるという姿勢でやっております。

平成20年度の児童数でございますけれども、かつうら放課後ルームでは49名、これは4月1日現在とご理解いただきたいと思います。それとおきつ放課後ルームにつきましては17名、ふさの放課後ルームは13名、うえの放課後ルームは3名ということで、合計82名ということでございます。

それと今回、議案にお願いしましたかつうら放課後ルームにつきましては、先ほど申し上げましたように、49名ということで、現有の児童館の中にある施設のエリアといいますか、広さから申し上げますと、おおよそ30名程度が適正な広さだろうというふうに認識しております。ただ、現在、要望が非常に多いものですから、多少無理な面はございますが、49名の受け入れをしているという現状でございます。

過去に児安議員からもこの点についてのご質問があったということでございます。今回、これを新たに勝浦幼稚園の空き保育室を活用しまして、かつうら第二放課後ルームということで新設させていただければと考えております。

なお、その定数でございますけれども、かつうら第一放課後ルーム、現在のかつうら放課後ルームにつきましてはエリアが狭いということで、保育所の設置基準から申し上げますと、園児1人当たり、大体1.65平米というのが基本的な基準でございます。ただ、現実的には2平米程度は必要だろうということから勘案しますと、今でいうかつうら第一放課後ルームにつきましては30名程度、かつうら第二放課後ルームにつきましては、幼稚園の面積が66.25平米だったかと思いますが、約30坪ということで、2で割りますと33名程度と。ごく概数でございますが、その程度の規模。第一、第二、ほぼ同程度の規模ということで、今後、進みたいと考えております。

それと職員については、これも基準がございまして、30名までは職員2名以上というような放課後ルームの基準がございまして、今後、かつうら第一放課後ルームにつきましては、児童見込み数30名ということで見込んでおりますけれども、臨時職員を3名、かつうら第二を2名ということで、かつうら第一につきましては知的障害者等の関係もございまして、多少人数を増やしたいというふうに考えてます。もちろん、配置につきましては、予算等の兼ね合いもございまして、このとおりかどうかというのは、まだ決定はしておりませんが、一応、受け入れる児童数からそのように判断しています。

なお、職員につきましては、基本的に臨時職員で対応したいというふうに考えております。以上でございます。

○副議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 放課後ルームは非常に需要が高いということは、実績の上からもわかるわけですが、そうなってくると、問題はそこに張りつく職員の身分とか待遇とか、そういうものが安定的な雇用形態をとっていかないといけないんじゃないかと感ずるわけです。年度末だとか、あるいは市主催のイベントだとか、例えば鳴海ロードレースの直前での賃金者の雇い上げというような性質のものではないと。一過性のそういうときの雇い上げとは基本的に違うと。言ってみれば、仕事の中身も、常態としてずっと続けていく上でも、かなり安定した雇用形態をとっていく必要があるだろうと。正規の職員とまでは一挙にいかないまでも、何カ月か、あるいは半年かはずっと雇用していくわけで、形式的な契約解除して、また何日か置いて再雇用するとか、そういうせこいやり方をとりながら、諸手当あるいはその他の形を脱法的に抜けていくというようなやり方では通用しないだろうと。今やっているとは言いませんよ。

そういうことで、どういう形で雇い上げを今しているのか。そして将来、社会保険の関係も出てくるだろうと思う。そういう点で、どういう考え方を持っているのか。それについて、人事の問題ですから福祉課長の段階で無理だということであるならば、総務課長の答弁、どちらでも結構ですけど、ぜひその点についてお考えを伺いたい。以上です。

○副議長（丸 昭君） 答弁を求めます。田原福祉課長。

○福祉課長（田原 彰君） ただいまの職員の雇用の形態ということでございます。確かに恒常的に子供たちとの対応を図るという観点では、議員おっしゃる意味合いも十分に理解できるところでございます。ただいま臨時職員の雇用ということでございますが、子供を預かるということで、資格的には保育士あるいは教諭の免許を有している方をお願いしてございます。専門性があるということで、その観点で今、雇用しているということでございます。

ただ、これを例えば正規職員ということでございますが、先ほども別議案で出ているかと思いますが、全体的な財政の問題等も当然、兼ね合いとして考えなければいけない。人件費比率が非

常に高いということもあろうかと思えます。我々は現場を預かる職責でございますので、子供が安心して安全に、また親御さんが本当に心から安心して子供を預け、就労につけるということをお願いしております。そういうことで全般的な、総合的な観点から、現在、臨時職員ということをお願いしております。

なお、臨時職員につきましては、職員と変わらず非常に熱心に子供たちへの対応を図っていただいているということでございます。以上でございます。

○副議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 臨時職員はわかるんだけど、賃金者ということはわかるんだけど、その雇用が何カ月雇用なのか、あるいはずっと雇用しているのか。私がかつていた国の機関では、臨時ということを非常勤と言ったんですけど、非常勤の中には定数的非常勤というものもありまして、それは一定の身分保証があり、それから臨時補充員という制度もありまして、それも一定の身分保証があったり、社会保険関係のことも単なる日々雇入れの賃金者とは違った労働条件というか、身分の保証があったわけですけど、そういう点はどういう形態で今、やっているのか。そして、今後、そういう点についてはどう考えるのか、この辺についてお聞きしたい。

○副議長（丸 昭君） 答弁を求めます。西川総務課長。

○総務課長（西川幸男君） それでは、職員の関係についてお答えをいたします。今、福祉課長から申し上げましたように、基本的には臨時職員という形で行っております。ただ、議員ご指摘のように、その職員の身分関係であります。基本的には週の勤務の割り振りによる勤務時間等々を考慮した上で、現在、臨時職員でやっているわけですが、最近の新聞、あるいはテレビ等で言うておりますいわゆる派遣職員の問題等が今、社会問題になっておりますけれども、臨時職員につきましても生活給といいますか、そういうことを考えますと、雇用期間の問題、さらには議員ご指摘の社会保険の問題等々につきましては、労働基準法が基本的にそこにあるわけですが、そこに抵触しないように。さらに、その雇用期間につきましても、基本的に経験者、いわゆる有資格者といいますか、保育士としての資格を有する者にご協力いただいておりますので、雇用期間についても十分考慮した上での対応ということが基本になると思っております。

将来的には職員の身分関係につきましても期限つき職員といいますか、臨時職員と正職とまた違いますけども、より正職に近い形の期限つき職員等の制度活用につきましても、今後、検討していく必要があるというふうには考えております。以上です。

○副議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（丸 昭君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第71号及び議案第72号は教育民生常任委員会へ付託をいたします。

○副議長（丸 昭君） 次に、議案第73号 平成20年度勝浦市一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案につきましても既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

なお、質疑に際しましては事項別明細書はページ数をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。根本 譲議員。

○3番(根本 譲君) 一般会計、27ページになります。ふるさと応援基金積立金7万2,000円についてお伺いいたします。先ほど議会始まります前に企画課長とのヒアリング等は済みまして、私も十分承知はしておりました。この7万2,000円は6つの政策に対しての寄附ということで、どこに当てはめて活用するのか。先ほどヒアリングもりましたけども、再度、ここでお聞きいたします。

また、この期間であります。恐らく年度末には一度、これを使い切るんだろうなと思います。ただ、金額的に若干少ないようでありますので、その点でどういう方向でやっていくのか、その点もお聞きしたいなと思います。

それと、これは6月議会で私も一般質問でさせていただいたわけでありまして、今年ふるさと応援基金条例というのがマスメディアにも取り上げられて、一般の方にもこのことはかなり浸透しておりますが、後半になりまして、またこれから先、これがだんだん浸透していかなくなる、皆さんの興味が薄れていく可能性も十分あるだろう。ということは、普通の寄附金の受け皿的なものになって、なかなか皆さんに周知徹底はできないだろう。その中でこの6つの事業の区分でありますけども、必ずやその方たちのニーズとか、そういったものに合わないものが出てきた場合に、それは一体どうするのか。そのままずっと続けるのか、それとも年度ごとに選定委員会というものがあるかと思うんですが、それでまた練り直して、統廃合していくのか、そういった点もお聞きしたいなと思います。まず、それだけお願いいたします。

○副議長(丸 昭君) 答弁を求めます。滝本企画課長。

○企画課長(滝本幸三君) それでは、ふるさと寄附金の関係についてお答えいたします。今回、補正でお願いしました7万2,000円でございます。このうち寄附者の意向によりまして3万円が1番に当たります家庭、地域における子育て支援に関する事業、4万2,000円につきましては、これが2番に当たります。青少年の健全育成及び教育環境整備に関する事業、合計で7万2,000円ということでございます。

この使途といいますか、活用方法ということになると思いますが、現在、企画課としての考え方とすれば、額にももちろんよりますけれども、1年目分につきましては翌年度で活用していくという考え方ではおりますけれども、現在、事業の選定委員会を設置してございます。今後、これらの中で活用方法等について協議していきたいという考えでございます。

3点目のこれから先の6つの項目、当てはまらないものが出てきた場合というようなお話でございましたけれども、6番目のところに市長が必要と認める事業がございます。この中で寄附者の考えがこのように使っていただきたいということであれば、それらに活用していくということで、6番目でその辺は対応していきたいという考えでございます。以上です。

○副議長(丸 昭君) ほかに質疑はありませんか。根本 譲議員。

○3番(根本 譲君) 私のしゃべり方もおかしかったのか、私が言っているのはちょっと違うのですが、寄附が各項目に、ここにやってもらいたい、ここにやってもらいたい。結局、寄附される方のニーズによってかなり絞られるだろうということでありまして、当然、その中で、例えば5

番目の自然環境並びに地域景観の保全及び活用に関する事業に対して、全く寄附が集まらなかったと。その場合、この事業はそのまま継続していくのかどうなのか。それとも、次年度の選定委員会でこれは統廃合して、また新しいものをやろう、そういう考えがあるのかどうなのかというのが、私の質問。これは、私が舌足らずで申しわけないと思います。一つお願いいたします。

それと、私、思うのでありますが、このふるさと応援基金に関しましては、まだ今はかなり周知していますし、そういう話もよく聞きますが、これが5年、10年たったときに、果たして普通の条例の中に埋没されて、全く普通の寄附の受け皿的な感じになってしまうんでなかろうかと。であれば、もう少し市民に対しても、また全国的に呼びかける方法も必要じゃないのかなと。以前、企画課長にも言いましたけど、これはホームページなんかに掲載しているんですが、自分たちの施策をホームページ上に出して、その施策に対して全国から寄附を募るといふ、たしか6月議会でも言わせていただきましたけど、そういった方法もございます。

それと、もう一つ、市民に対してももう一度、ホームページ等でやってはおりますが、今回、広報でごみのアンケート云々というのが出てましたね。あれは確かに市民の方にランダムに送ってそのアンケートをいただくという、市民の方も関心があるわけでありまして。当然、あれに対してはこれからまたアンサーをするでしょう。ただ、もらい放しではなくて、当然、ああいうのはアンサーでお答えするわけでありまして、そういった点も含めて、市民に対して応援基金、策定に関しての市民からの要望等も私は吸い上げるべきじゃなかろうかと、そう思うのでありますが、その点についてひとつお答えいただきたいと思います。

○副議長（丸 昭君） 答弁を求めます。滝本企画課長。

○企画課長（滝本幸三君） 先ほど、私の聞き違いといいますか、そういうことだったのかもしれませんが、6項目の中で寄附が集まらないものがあつた場合に、この辺の考え、改正なり、そういうものを考えていくかということだったと思いますけれども、現在、この中で6項目ありますけれども、中の1項目が現在のところはまだ寄附の中に当てはまっていないという項目がありますけれども、これもご承知のように、始まったばかりということですので、もう少しこれは推移を見てみるということになろうかと思いますが、今後はまたその辺は逐次考えていかなければならないのかなと思います。

PRということになろうかと思いますが、確かに現在、ホームページ、随時、広報でお知らせはしております。今後、いろんな周知の方法はあろうかと思いますが、全国に発信しております応援サイト、スタッフ、これらに加盟するなり、チラシ等を作成して、イベント時にそれらをお知らせしていくことも一つの方法であろうと思います。そういうものを通して、職員に身内あるいは知人にお知らせしていくような方法にもなろうかと思いますが、そういうふうなPRのことも今後、検討していかなければならないというふうに考えています。

アンケート等によって市民の声を聞くということも一つの方法だとは思いますが、今後、これらについては検討させていただくということでご理解いただきたいと思っております。以上です。

○副議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。八代一雄議員。

○14番（八代一雄君） 今、前段者が触れたので、これに関連いたしまして、私もふるさと応援寄附金という、この項目1点に絞ってお尋ねいたします。前段者と角度を変えて、また重複する面もあると思いますが、よろしくご答弁のほどお願いいたします。

このふるさと応援寄附金に関しましては、9月に条例制定された新しい問題で、そのときに同

じく前段者、根本議員のほうからPRの方法ということでお話がありました。その結果、ホームページ、また今回、11月号の広報を使って案内されまして、その結果、2件の寄附金がなされた。これが出足好調なのかどうなのかというのはまた別問題といたしまして、今後の取り組み、この辺について私なりの考えを持ってお話しさせていただいて、それでご答弁いただきたいと思うんですが、まず、ふるさと応援寄附金、これがイコールふるさと納税だという形になってるんですけど、ふるさと納税という言葉は結構、市民に浸透してる部分はあるんですけど、一般的にふるさと納税といいますと、勝浦で生まれ育って、それで勝浦から離れて、勝浦をふるさとと思っている人たちが納税という意味合いにとられがち。ふるさと応援寄附金というのは、要するにだれでも勝浦を応援していただけるための寄附金ということで、この辺のニュアンス、感覚的なものがイコールに結びつかない部分があるんじゃないかな。まず一番大事なことは、先ほどの根本議員もお話ししてましたけど、住民周知、これをまず第一に、もう一度また図り直してもらいたいなど。

今回、先ほど言いましたホームページ、広報、11月21日、646号、表紙の片面使って勝浦の場合は案内してあります。字がちょっと小さいのでなかなか見づらく、簡単に理解するのは難しいことかなとも思うんですが、住民に周知してもらうことによって、市民が勝浦に頼むよ、寄附してくれなよという、簡単そういう頼みごとができるような形の周知、これがまず必要ではないかなと思います。

差し当たっていすみ市なんですけど、いすみ市は同じく11月に両面使って広報に載せています。正直、いすみ市のほうが若干わかりやすいかなというふうな感じがします。今後の住民周知がまず一番先に必要だと思います。勝浦の住民が応援の寄附金を渡すことは少ないでしょうけど、まず住民がそれを理解するというのが、まず私は一番必要だと思います。

そして、次に必要な事柄。地方税法第294条の第2号の納税義務者、勝浦に住所を擁しなくて住まいを擁している。その人たちにダイレクトメールで応援を要請と言っては変ですけど、応援をお願いするような形をとってみてはいかがかなというふうに感じます。

この地方税法第294条の第2号の納税義務者、市町村内に事務所又は家屋敷を有する個人で、当該市町村内に住所を有しない者、これが一般的に第2号なんですけど、この人たち、いわゆる別荘族、マンション族と言われている人たちにこういう形のことがありますよということをダイレクトメールで送るというのもまた一つの手だてだと思います。

3つ目、先ほど企画課長のほうからも答弁ありましたが、ぜひイベントに活用してみたいかがかなと私も思います。というのは、今、観光で売ってますけど、日帰り客、そしてまた宿泊客、ともに横ばい状態か、どちらかというところやや減少傾向にある。その中で、朝市とこのイベントに関しては右肩上がり傾向。毎年毎年、人数が増えてきてます。イベントに関しては50万7,000人という数字にもあらわれてますとおり、この辺を利用しない手はないかな。次に間近に迫ります最大のビッグひな祭り、この辺の印刷物、チラシの片隅にでも、こういう形でやっていますよというふうに周知するのはいかがなものかなと。すぐ効果はあらわれないでしょうけど、勝浦でただでひな祭りを今まで見てきて、こういう形があるんなら、少し応援してあげようかという気持ちにもなるかもしれませんので、この辺はせっかくイベントがこれだけの集客数を呼んでますので、その辺を活用してみるのも、一つの手だと思います。

納付書の関係です。今、直接市に寄附金持ってきてもちろん受け付けますけど、一般的には

市のほうに申し出て、市のほうからまたその方に納付書を送るという形になってますが、金融機関、その辺に納付書を置いておくことはできないのかなというふうに考えます。

もう一点、鴨川で行っているんですけど、5,000円以上の寄附金を受けた方に年1回、地元の物産品を謝礼品として送るという形を鴨川のほうでは行っているようにホームページで書いてありました。この辺は細かい心遣いで、非常に結構なことだと思うんです。根本議員言いましたように、これが何十年先にすたれてきてしまうんじゃないかと、一度、寄附してくれた方にそれなりの気持ちを出して、また来年度も寄附してやろうかという気持ちになってもらうためにも、この辺の施策というんですか、考え方は必要じゃないかなというふうに私、考えます。

まとめます。いろいろ講釈述べまして、何言ってるのか質問がよくわからないと困りますので、5点、1番が住民周知、2番が第2号関係、3番目がイベントの関係、4番目が納付書の関係、5番目が謝礼品の関係、その5点についてご答弁いただきたいと思います。以上で終わります。

○副議長（丸 昭君） 午前11時15分まで休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 開議

○副議長（丸 昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。滝本企画課長。

○企画課長（滝本幸三君） 5点になると思いますが、お答えをさせていただきます。

まず1点目、住民周知についてということでございます。勝浦市でも11月21日、広報646号でお知らせしたところでありますけれども、確かにいすみ市を見ますと、2ページを割いて広報しているという状況でございますので、今後、議員のご意見を踏まえながら、住民周知に努めていきたいと。逐次、広報で周知していきたいという考えでございます。

2点目として、2号該当ということになるかと思いますが、この辺につきましては、ご意見を踏まえ、慎重に検討していくということになるかと思いますが。考え方、税の納付書と一緒にという考え方もあるかもしれません。いろんな問題も考えられますので、この辺は慎重に検討していきたいと思っております。

イベントに活用するというところでございますけれども、チラシの片隅にというお話もありましたけれども、別枠でチラシをつくるという方法もございます。この辺は観光商工担当と協議してまいりたいと考えます。

納付書関係についてでありますけれども、金融機関に置けないかということでございますけど、金額のない納付書は置けないということで、この辺は難しいのかなと思いますので、このような状況でございます。

物産品について、年1回、5,000円以上の方というお話でございますけれども、国のほうでは好ましくないというような見解も示されております。しかし、各自治体ではいろいろな特産品を送っているという状況もあります。勝浦市におきましては、現在、市外の方からの寄附につきましては、広報を1年間送っているという取り組みはしております。以上です。

○副議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。八代一雄議員。

○14番（八代一雄君） 企画課長、ご答弁、ありがとうございます。住民周知から5点質問させていただきましたけど、この応援寄附金、今までの通常の寄附金と違いまして、待ってる姿勢ではい

けないものじゃないかなと。かといって、寄附金ですから強要すべきものでもないし、積極的なPRに努めて、少しでも勝浦を応援してもらおう形をとってもらえるような努力をしていただきたいなというふうに考えます。本議会もそうですけど、とにかく財源関係の話、出てますけど、こういった形で財源確保に少しでも手助けになれば非常にいい形になるんじゃないかなというふうに考えます。地域手当までカットして財政に取り組んでいってる状況ですので、こういう外からの応援の寄附金、こういうものが何とか集まるように、積極的なPRに努めていていただきたいと思います。

最後に、私、5つの提案申し上げまして、ふるさと応援寄附金というものの取り組みに市長はというふうにお考えなのか、また、ふるさと納税、いわゆるこの応援寄附金について、市長のお考えをお聞きしまして、質問を終わりにさせていただきます。以上です。

○副議長（丸 昭君） 答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） ふるさと応援基金、これは今、送られている中で、そういう善意の方々を見ると、市の中の日常生活を地道に営んでいる方々だろうと推察される方がほとんど。したがって、この事業が大きな展開になるには、担当のみならず、全市を挙げてPRと理解を求めていかなければならない、そう思います。いろいろな形があろうかと思えますけれども、待ちの姿勢では、この基金はしりすぼみになってしまう。したがって、どのような機会をとらえて、どのような方法でご理解をいただくことが最善なのか、あるいは最良なのか、そういうことを考えながら、1にも2にも、これは皆さんの善意に基づくものでありますから、その善意を奉仕していただけるようなシステム、そして体制に持っていくというのが私の考えです。以上です。

○副議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 衛生費の清掃費、需用費、印刷製本費50万円が補正予算に計上されていますが、この辺に関連してお聞きしたい。

まず、第1は、最近、12月5日付で市民の皆様へということで回覧が回りました。「清掃センターの年末年始の業務についてお知らせ」ということです。この一番下のところに、証紙シールの販売期間についてというのがあります。「従来の青色の燃やせるごみ指定袋に張りつける証紙シールの販売は12月末までとなります。従来の袋に証紙シールを張りつけることで引き続き使用することができます。袋の残り枚数を確認の上、必要枚数をお買い求めください」と、こういうような内容です。

そこで、せんだっての提案理由の説明の中で、この50万円の計上は旧市指定ごみ収集袋用の証紙シールの増刷に伴う予算不足額の計上、こうなっています。そうすると、シールがもうなくなっちゃったんで増刷するということだと思うんですが、現在までで何枚このシールを印刷して、それが底をついて、あと何枚追加印刷をするのか。それが第1点、お聞きしたいことと、今から予算を、これが予算通るのが最終日が19日ですから、19日に予算が通って、発注して、印刷して、ある何か所かにシールを置いて、販売期間が12月末だとこうなってるんだが、それで間に合うのかどうかという問題があります。その辺について、まず1点として伺います。

2点目は、たまたま今年から来年にかけては年末年始の休みが1日増えるわけですね。来年の4日が日曜日ですか。そうすると5日から仕事始めなんで、ごみの収集は、A地区、B地区合わせて30日で終わりですね。そうすると、31日、1日、2日、3日、4日と5日間、生ごみの収集がない。5日から収集が始まるんだが、たった1日じゃないかと言うかもしれないが、しかし、

このチラシを見ると、持ち込みができる日についてと書いてありますが、市民、全部が全部持ち込める人だけではありません。持ち込みには車が要りますからね。年末年始、職員もそれは休みたいし、業務の始めは5日からですから、それはそういうことかもしれないが、市民サイドから言うと、収集だけもないのかということの意見が市民のほうから、この回覧板を見た途端に電話が鳴ったという経緯がありますけども、そこで私、収集業者に小当たりしてみたら、それは市民の方がそういう要望が強いんなら、業者としては役所のほうから言われれば、それはやりますよという話があったんですけど、そんなこんなを考えると、市民サイドから見れば、何とかならないものかと。収集日を1日どっかに設定するということについて、お考えを伺います。以上です。

○副議長（丸 昭君） 答弁を求めます。黒川清掃センター所長。

○清掃センター所長（黒川義治君） それでは、お答えをさせていただきます。1点目の証紙シール関係でございますが、これまでの印刷枚数等につきましては、まず有料化に先立ちまして準備ということで平成19年度中に30リットルの旧指定袋用、また45リットルの旧指定袋用としまして30円の証紙が10万枚、45円用の証紙が12万枚ということで、合わせて22万枚を用意し対応してまいりました。しかし、6月、7月、実際に有料化が近づくに従いまして、販売店への行き渡り状況等を含めまして、既に3度ほど増刷をかせかせていただいております。この増刷につきましては、相当の予算を見込んでおりませんでしたので、印刷製本費を初めとする事業費の清掃センターの中で執行させていただいております。27万枚を新年度に既に増刷をさせていただきました。この増刷数につきましては、当初の我々の旧指定袋の市中への出回り数、また業者の在庫等をある程度想定はしたんですが、はるかに上回る規模でありました。

このようなことから、今後、印刷製本関係につきましてはほとんど予算のない状況でありまして、今回、要求させていただきました50万円につきましては、年度末に各家庭に配布するカレンダー、またごみの分け方、出し方というような印刷物相当額を上げさせていただきました。したがって、収入証紙につきましては既に増刷を終わっておりますので、現在の在庫で11月末現在では30円が2万5,000枚、45円用で7万5,000枚程度というふうに在庫として残っておるといふふうに思っておりますので、今後の増刷の予定はございません。ですから、証紙を印刷、これらからかけて間に合うのかということにつきましては、証紙は今後、増刷しませんので、これで足りるといふふうに見込んでおります。

次に、2点目の収集日の関係でございますが、今年度は収集日につきましては、既に平成19年、20年ということで2カ年、曜日指定ということで住民の皆様にはかなり浸透してきたというふうに思っております。今年度につきましては、たまたま年末年始前後に日曜日が1日ずつ挟まるということで、我々の休みも2日多いわけでございますが、収集につきましては、暦のとおり、29、30日、これが年末の最後の収集でございます。明けてからは一般的な三が日は全国的に休業というようなことが多いということから、当初から収集を見込んでおりませんで、4日が日曜日に当たります。議員のご指摘のとおり、通常よりも休みが多いということで、正月の家庭ごみも恐らくは増える傾向にあるというふうには思います。しかし、今年、新たに取り組みましたプラスチック製容器包装関係、これを別に分別するというようなことから、燃えるごみの量的には前年度を下回るというふうにもございまして、改めてこの期間に収集日を設けていないのが実情でございます。本年度の結果を見まして、そういう議員のご指摘のような状況が発生した場合については、今後の対策ということでご理解をいただきたいというふうに考えております。以上

です。

○副議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 議員に配られている予算書に対する附属資料ですね。これの説明を見ると、39ページの清掃費の塵芥処理費、需用費の印刷製本費50万円の計上の根拠は、旧市指定ごみ収集袋用証紙シールの増刷に伴う予算不足額の計上と、こうなってるんだが、これはこの印刷製本費をシールの増刷で使っちゃったんで、カレンダーまでの印刷製本費がなくなっちゃったから補正を組んだんだよと、こういう意味で理解すると、こういうことですね。それをお聞きしたい。

収集回収の問題なんだが、職員が休みの中、ごみ収集とか処理作業というのは、どっちかといえれば汚れ仕事ですから、それを黙々として、職員がやってくれている。それは私も市民の一人として非常に感謝します。しかし、さっきも市長から地方公務員あるいは国家公務員も含めて基本的な立場のうんちくが述べられておりましたが、市民に奉仕するというを基本に置けば、いつでもできるだけサービスを市民に提供していくという基本線は持つておく必要があると。そういう意味からすると、日曜がたまたま2日挟まっちゃったということになると、実質、5日間、つまり、年末年始だとはいえ通常の収集の1回をおろ抜いちゃうわけだよ。さっき私、言ったように、収集業務は直営はやめて委託してあるわけですから、委託業者が役所のほうからそういう要請があれば、それは拒否はしませんよというような、これは小当たりした話ですけど、そういう姿勢を持つてるわけですね、市民サービスのことですからというような話の中で。そうなると、それを実施することによる障害はないと思うんですね。今のセンター所長の答弁では、今後、そういう事態がもし起ころうとした場合には、今後、その辺は検討していかなきゃいけないというような趣旨の答弁があったが、とりあえずは今年から来年にかけて、具体的にそうなるわけですから、その点について一考を要する必要があるんじゃないかというふうに思うんですけど、くどくどは言いませんけど、ぜひその点を検討してもらって、できないものはしょうがないですけど、ぜひできるようにしてもらえないかというふうに思うんだが、その点についてお答えをいただきたい。以上です。

○副議長（丸 昭君） 答弁を求めます。黒川清掃センター所長。

○清掃センター所長（黒川義治君） それでは、お答えいたします。1点目の補正の件につきましては、議員ご指摘のとおりでございます。証紙シール増刷のために、当初見込んだカレンダー関係の印刷製本費まで使用しなければならなかったということでございます。

2点目の収集につきましては、先ほど申し上げましたとおり、分別等の進みが非常にいいというふうに思っております。燃やせるごみにつきましては、現在も量的には減少傾向にあるということから、この年末年始は乗り切れるというふうに考えたところでありまして、先ほど答弁申し上げましたとおり、一つの課題ということで、そのような事態が生じたときには、次のステップということで改善する方向で考えていきたいというふうに考えております。以上です。

○副議長（丸 昭君） 児安利之議員。

○10番（児安利之君） さっきのシールの関係ですが、販売は12月末でとなくなっていますと、こうなっていますが、回覧というのは見る人も見ない人もいるんで、見ないで隣へぱっと回しちゃう人もいるし、そういうことからすると、本当に12月末でシールの販売は打ち切りかということになるかと思うんですが、それが一つと、もう一つは、旧の青い袋はいつまでシール張って使える有効期間にするのか。始まった当初はいついつまでということをしてたしか切って所長は答弁してたんだ

が、その辺はただだと、証紙1枚もなくなるまでやるのかやらないのか。あるいは、一定の期間を切って締め切っちゃうのどうか。でも、買っちゃったものを締め切られても出すほうも困っちゃうんですね。その辺のところについて、どういう考え方を持っているのか、

もう一つは、今の収集回数が増の問題について、少なくとも所長限りの判断でなしに、上層部と一回、ぜひ相談してもらいたいというふうに思うんだが、その点についての考え方はないのか。相互の問題だから、どちらでも結構ですけど、答弁をお願いします。

○副議長（丸 昭君） 答弁を求めます。黒川清掃センター所長。

○清掃センター所長（黒川義治君） 1点目の証紙シールの販売期限でございますが、販売期限につきましては、既に年末年始のお知らせについては個別配布してありますので、見ていただけたらと考えておりました、これまでも本年度末まで証紙シールについては販売をしますということでありまして、したがって、販売店によっては残るものもあると思っておりますが、それは回収の方法につきましては売りさばきの逆を行いますので、販売店から袋製造業者ということで、袋製造業者のほうに年明けに回収して市のほうに上げてくるというような段取りになっておりますので、あくまで販売は12月末までという考えであります。

旧指定袋の使用期限でございますが、お知らせにも書きましたとおり、証紙シールを買い求めれば、旧指定袋は手数料改定等が生じない限り使えますよということで、旧指定袋の使用期限は定めておりません。これは在庫も限られておりますので、自然淘汰ということで考えております。

収集につきましては、既に収集業者との契約約款等で決められておりました、今年度については12月、1月については変更が不可能と思っておりますので、次回の改善ということでご理解をいただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○副議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。高橋秀男議員。

○11番（高橋秀男君） 補正予算書45ページ、土木費道路橋りょう費の工事請負費747万円、この工事内容は新設整備工事費、維持補修工事費、設置工事等でございますが、その中で道路の路肩復旧工事費についてお伺いします。ここに35万円、この内容につきましては明細書に沢倉地区でのコンクリートの擁壁立ち上げと舗装でございますが、それはよくわかるところでございます。関連して質問させていただきます。

市道全般に、本当によく整備されております。それはよくわかるところでございますが、中で以前に認定されました2メートルでの市道、これにつきまして年々整備されておりますが、何しろ2メートルの幅員ですから普通車がどうにか通れる。特に民家がございます、そういうところについての消防車、救急車が通れない。非常に努力されて、整備が進んでおるんですが、場所によっては、ところどころがまだ通れない。これはでき上がったところは非常によくなりまして、余りにも差があり過ぎて、これはまた隣の区へ行く間道でもありまして、頻繁に通っておりますが、こういうことを継続してやっていけないのか。厳しい財政の中ですが、このようなところは、緊急車両が通る場合もありますから、できるか、できないか、お伺いいたします。

○副議長（丸 昭君） 答弁を求めます。守沢都市建設課長。

○都市建設課長（守沢孝彦君） お答え申し上げます。ただいまのご質問なんですけれども、確かに幅員2メートルということになりますと、軽自動車等が精いっぱいかなと。緊急車両等は入って入れないことはございませんけれども、いずれにいたしましても、こういうところは市道の中でも

4地区内、かなり点在しておりますので、その辺は計画をもって随時やっていく考え方ではいまいすけども、何分にも財源等が非常に厳しい折、中でも緊急的なものを優先的にやっておりますので、しばらくの間、お待ちになっていただきたいというふうな考え方でございます。いずれにいたしましても、各区の要望等が出ておりますので、そこら辺は今後は再度見直しまして、緊急性、重要度等を考慮いたしまして整備していきたいというふうに考えております。以上です。

○副議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。高橋秀男議員。

○11番（高橋秀男君） 今、担当課長の力強い発言、ありがとうございます。住民としても安心感が大切でございます。今の言葉を信じておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（丸 昭君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第73号は総務常任委員会へ付託いたします。

○副議長（丸 昭君） 次に、議案第74号 平成20年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第75号 平成20年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第76号 平成20年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、議案第77号 平成20年度勝浦市水道事業会計補正予算、以上4件を一括議題といたします。

本案につきましても既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

なお、質疑に際しましては、議案番号を、事項別明細書はページ数をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 最初に、議案第74号、国保会計についてお尋ねします。62ページの歳出の補正額の後期高齢者支援金等の補正額が今回はありません。老人保健拠出金の補正額もない。介護納付金の補正額もないわけですが、この12月補正の段階に立って、年度末、平成20年度の繰出金あるいは支援金、これらをどう見通しているのか。この3つの点について見通しをお願いしたい。

次に、議案第77号の水道事業会計であります。平成20年度の予定貸借対照表によれば、当年度末処分利益剰余金が1億3,571万5,000円と計上されているわけですが、利益剰余金合計では1億9,773万7,000円とこういうふうになっているわけですが、これを平成20年度末の本決算に当たってどのような見通しを、剰余金も含めて、この貸借対照表の数字を、要するに、勝浦市の水道事業の経営上、どう見ているのか、その点についてお尋ねをしたい。以上です。

○副議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関市民課長。

○市民課長（関 利幸君） それでは、お答えいたします。議員ご指摘のございました各拠出金並びに支援金等でございますけれども、この額につきましましては、6月議会におきまして税率等の改正に合わせご提案いたしました予算の額を決算額という形で見込んでおります。当時の補正の額について申し上げますと、後期高齢者支援金におきましては2億9,415万2,000円でございます。明確に申し上げますれば、円まで数字としては出るわけでございますが、1,000円単位ということでご承知おきをいただきたいと思います。

次に、前期高齢者の納付金でございますけれども、これは35万4,000円を見込んでおります。

老人保健医療費拠出金でございますけれども、これにつきましては562万8,000円を決算見込みとして考えております。以上でございます。

○副議長（丸 昭君） 次に、岩瀬水道課長。

○水道課長（岩瀬 章君） お答え申し上げます。水道事業会計の予定貸借対照表におきます当年度未処分利益剰余金、今回の補正時点で1億3,571万5,000円を計上しているところでございます。

今年度の決算時における見通しということでございますが、今後、まだ年度事業が継続して実施されていくわけでございますが、全体として料金収入等の減少傾向が今年度一つは見られるところでございます。また、今後、残事業の進展、また事故等の発生状況等もあるところでございますが、現時点ではおおむね現状の5カ年計画に沿った程度の利益剰余金は年度末におきまして生じてくるだろうというふうに考えております。以上です。

○副議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 国保会計ですが、介護納付金の決算見込みは言ってなかったんだが、それについてはどうなのかということと、それを踏まえて、来年度、平成で言えば21年度、この辺をどう見通すのかというのは非常に大事なところでありまして、まだ国の方針も政局もがたがたしているし、今の政府の政策もころころ変わってるし、何が何だかわからないと言え、それまでなんだけど、そんなこと言ってたんじゃ、国民、市民はたまったもんじゃないわけで、おとといの一般質問終わった直後、その次の日、全会一致で国保滞納世帯であっても中学生までの子供に対しては保険証は交付するという法案が通ったというのがテレビのテロップに出ていたりいろいろしていましたが、いずれにしても、突発事故とかそういうのは別として見通しを示してもらいたいと思うんだが、その辺についてはどうか。

水道会計ですが、突発的な大きな天変地異、例えば大地震が来て水道の本管が全部吹き飛んじやったとか、あるいは、そこまでいなくてもかなりの損害が出たとか、そういうのは別です。しかし、今も課長言っていたように、水道料金の収納状況の傾向としては、収納率が上がっていく方向にあるのか、下がっていく方向にあるのか、それらをどう見通すのか、修繕に対する、あるいは増設に対する資材の単価の価格の変動はどうなのか、それらを総合的に見て、年度末、どう見るのかということについてのお答えをいただきましたかったんだが、その点についてはどうか。以上です。

○副議長（丸 昭君） 答弁を求めます。最初に、関市民課長。

○市民課長（関 利幸君） 大変失礼いたしました。介護納付金につきましては1億3,801万3,000円を決算として見込んでおります。

もう1点の今後の国保財政における見通しについてでございますけれども、さきの一般質問にも市長答弁でございましたように、国のほうからの関係諸係数がまだ示されておりませんので、細かいことについては、はっきり申し上げまして、お答えはできません。しかしながら、確かに繰越金等におきましては、さきの一般質問でも議員ご指摘のように、現在、約2億5,000万円ほど繰越金と財政調整基金を合わせてということでございますけれども、確かに確保はいたしております。

しかしながら、各拠出金並びに支援金等は、議員ご承知のように、2年ごとの精算がございます。例えば、本年度の老人保健拠出金におきましては、また介護納付金におきましては2年度内

に支払いました精算が、実は払い過ぎていたということで、両方合わせて約5,000万円、勝浦市においては有利なように働いております。

確かに、払い過ぎているんだから、それは当たり前だろうという形になるのは当然でございますが、制度といたしますれば、概算という形で、どうしてもそのときに、勝浦市は金があるからもう少し多目に払っておくよということが概算払いの制度においてはできません。したがって、その2年ごとの精算というものも当然に考慮して財政運営をしていきませんと、例えば税率を下げることもある単年度におきましてはできても、翌年度はまた足りない分は上げなきゃいけない。そういう形になりますと、私のほうとすれば、納税者として納めにくいのではないかと。そういうことも考慮いたしまして、税率につきましては、市長答弁ございましたように、現状の税率は何とか維持したいとは考えておりますが、引き下げまでに至るかどうかにしましては、現状においては明確な答弁はできません。以上でございます。

○副議長（丸 昭君） 次に、岩瀬水道課長。

○水道課長（岩瀬 章幸君） お答え申し上げます。水道事業の年度末にかけましての決算に向けた傾向ということでございますが、今年度の事業につきましては、収益面におきましては収益の中心であります水道料金につきましては、当初予算時1%程度の減少傾向にあるかという見込みでありましたが、9月末現在までに約3%程度の減少傾向を示しております。水道利用者の節水意識等、もろもろの要因があるかと思われまます。

また、本年度の修繕、工事関係についてでございますが、ご案内のとおり、建設資材等の値上がり、高騰等の影響も一部ございまして、その辺は建設工事設計見積りに当たりまして配慮する必要がありますので、その辺の影響も今後出てくると考えられます。年度末の事業を踏まえまして、今後の残事業、また新年度事業計画に当たりましては、効果的な事業推進ができるよう配慮していく必要があるというふうに考えております。以上です。

○副議長（丸 昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（丸 昭君） これをもって質疑を終結いたします。ただいま議題となっております議案第74号ないし議案第76号、以上3件は教育民生常任委員会へ、議案第77号は建設経済常任委員会へそれぞれ付託いたします。

陳情の委員会付託

○副議長（丸 昭君） 日程第2、陳情の委員会付託であります。

今期定例会において受理した陳情は、お手元へ配布の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしましたから、ご報告いたします。

休 会 の 件

○副議長（丸 昭君） 日程第3、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明12月13日から12月18日までの6日間、委員会審査等のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（丸 昭君） ご異議なしと認めます。よって、12月13日から12月18日までの6日間、休会することに決しました。

散 会

○副議長（丸 昭君） 12月19日は午後1時から会議を開きますので、ご参集をお願いします。

なお、各委員会は会期日程表に基づきまして付託事件の審査をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時59分 散会

本日の会議に付した事件

1. 議案第69号～議案第77号の上程・質疑・委員会付託
1. 陳情第7号の委員会付託
1. 休会の件